

1. 補助申請の手続きについて

西多摩地域の地域間幹線バスへの国庫補助事業（地域公共交通確保維持事業）については、活性化再生法の改正を踏まえて、今事業年度からは以下の内容で申請手続きを進める。

(1) 地域公共交通確保維持事業の概要（詳細は資料2）

地域の特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線システムの運行について支援するもの

- ・補助スキーム：経常費用から経常収益を除いた額（＝欠損額）について、国と都が1/2ずつ負担（国・都の補助上限9/20を超える欠損額については、地元市町村が負担）
- ・国：地域間幹線系統確保維持費国庫補助金
- ・都：東京都バス運行対策費補助金

【欠損額が経常費用の9/20以内の場合】



【欠損額が経常費用の9/20超の場合】



(2) 過去～令和6事業年度(R5.10～R6.9)までの手続き ※事業年度単位:10月～9月

- 西多摩地域の5系統については、東京都が「生活交通確保維持計画」を策定
- 国の補助を受ける際には、「東京都地域間幹線系統確保維持協議会」の協議を経て都が申請(要綱に基づく手続き)

【令和6事業年度までの補助対象系統】

- ①丹波線 奥多摩駅～丹波山村役場
- ②小菅線 奥多摩駅～小菅の湯
- ③鴨沢西線 奥多摩駅～鴨沢西
- ④数馬線 武蔵五日市駅～数馬
- ⑤藤倉線 武蔵五日市駅～藤倉

(3) 令和7事業年度(R6.10～R7.9)以降の手続き

<活性化再生法の改正>

地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付け、法定協議会からの計画の認定申請(資料3)を補助要件化(計画制度と補助制度の連動化)

地域公共交通計画での位置づけ

● あきる野・檜原地域活性化協議会が「あきる野・檜原地域公共交通計画」を

奥多摩地域活性化協議会が「奥多摩地域公共交通計画」を

令和6年3月にそれぞれ策定し、補助対象系統を位置付け

・あきる野・檜原地域公共交通計画

＜補助対象系統＞

・数馬線

武蔵五日市駅～数馬

・藤倉線

武蔵五日市駅～藤倉

・小岩線

武蔵五日市駅～小岩(新設)

・奥多摩地域公共交通計画

＜補助対象系統＞

・丹波線

奥多摩駅～丹波山村役場

・鴨沢西線

奥多摩駅～鴨沢西



2. 地域活性化協議会について

(1) 協議会の進め方

(根拠法令)

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条第1項)に基づく、地域公共交通計画作成及び実施に関し、必要な協議を行うための協議会として設置(法定協議会)

(開催方法)

- 協議内容※により、「あきる野・檜原地域公共交通活性化協議会」と「奥多摩地域公共交通活性化協議会」の両協議会を合同開催

※今回は、両協議会の連名による申請

- 東京都(地域公共交通担当)と、市町村各担当が共同事務局

(その他)

- 協議会の下部組織として、準備会(行政、西東京バス等の交通事業者)を設置。実務的な検討を進める

西多摩地域の地域間幹線バスの補助申請に関する取組

(2) 今後の進め方(予定)

		活性化協議会	
地域公共交通計画策定にむけた検討	R4年度	【第1回】2月13日: 協議会立上げ、現状整理、計画の方向性確認	準備会を随時開催 調整を実施
	R5年度	【第2回】7月21日: 計画の基本的方針、目標、施策	
		【第3回】10月13日: 計画素案(骨子)	
		【第4回】12月18日: 計画(案)	
		パブコメ実施(12月~1月)	
	【第5回】3月25日: パブコメ反映、計画策定		
の地域公共交通計画の推進等	今回	【第1回】6月17日 計画認定申請、進捗状況確認	
	R6年度以降 ※回数は必要に応じて変更	【第2回】10月ごろ 進捗状況確認	
		【第3回】1月ごろ: 進捗状況確認、事業評価 等	